

## 今なすべきこと

## 提言

### ～文化芸術の危機を考える～

戸ノ下達也 TONOSHITA Tatsuya

#### ●はじめに

4月30日の参議院本会議で令和2年度補正予算案が可決し、ようやく国としての新型コロナウイルス感染症対策の生活支援策が実施される。また各自治体でも4月22日前後に令和2年度補正予算が成立し、これから具体的政策が実施されることになる。

この行政の取組みは、文化芸術の危機を救済するものであって欲しいと願うものであるが、これから始まる対策をどのように考えればよいのか、現時点での見通しを明らかにしたい。

#### ●「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」のスタンス

政府は、4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に緊急事態宣言を発出したが、同日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定された。さらに同16日に、全都道府県を緊急事態措置の区域とすることが発出され、同20日に、緊急経済対策の変更が閣議決定された。

緊急経済対策は、「感染拡大を防止し、早期に収束させると共に、昨年度末に先立ち、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えを当面、最優先に全力で取り組む」ことを目的としていた。そして緊急経済対策では、感染拡大収束の目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」と、収束後の「反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進」を目指す「V字回復フェーズ」の2段階を想定して具体的施策を掲げていた。文化芸術については、「緊急支援フェーズ」で、「学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備」のひとつの対策として「子供たちの自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出」が挙げられた。しかしそれ以外は「反転攻勢のフェーズ」での対応とされ、しかも、文化芸術そのものの支援ではなく、「観光。運輸業、飲食業、イベン

ト・エンターテインメント事業等に対する支援」の一環としての「Go To キャンペーン事業（仮称）」、「地域経済の活性化」の一つの方策として「文化芸術・スポーツ施設への感染症防止対策等支援」「生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン」「文化芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」が挙げられていた。具体的な対応策は、収束後に先送りされているのである。

この点については、4月29日の衆議院予算委員会で議論がなされている。日本共産党の志位委員長が、安倍首相に自粛要請にふさわしい補償、文化・芸術・スポーツは人間として来るために必要不可欠な酸素のような貴重なもので、これらを守り抜くために補償を約束して欲しい、さらに「Go To キャンペーン事業（仮称）」の予算を収束に向けたものに可及的速やかに充当すべきと質問した。これに対し、安倍首相は「協力には感謝申し上げたい」「出来る限り幅広く支援させていただくものとして持続化給付金を創設した」「灯を絶やさぬよう全力を尽くしたい」「収束後、文化芸術にうれようというキャンペーンを行う」という抽象的な答弁に終始した。ちなみに、野党統一会派と日本共産党が提案した、補正予算組替えにも「Go To キャンペーン事業（仮称）」の削減と感染拡大防止のための生活・事業・医療等継続支援充当を盛り込んでいた。

緊急経済対策は、文化芸術支援は、あくまで経済の失地回復が主眼であり、芸術文化支援のための経済対策ではないことが、ここで明確になっている。

#### ●文化庁のスタンス

4月7日の「新型コロナウイルス緊急経済対策」閣議決定に伴い、文部科学省が「緊急経済対策パッケージ」を発表するが、同時に文化庁も「令和2年度補正予算（案）の概要」を発表し、文化施設の再開に於ける感染症対策支援（21億円）、文化芸術への関心と熱意を取り戻すイベントの開催支援（13億円）、子供のための体験活動への支援（文化）（13億円）、最先端技術を活用した鑑賞環境の改善と文化施設の収益力強化（14億円）を骨子とすることを明らかにした。



ただ、実演者への対策は予算化されず「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口」の開設に止まっている。文化庁が例示している「新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援例」によれば、実演家は、「持続化給付金（仮称）」「生活支援臨時給付金（仮称）」「小学校等の臨時休業に対応する保護者支援」などの活用のみが提示され、文化庁の予算は充当されていない。オーケストラや興行主、劇場については、これらに加えて、前記補正予算での活動支援を行うことが例示されているが、その充当も「反転攻勢期」までは具体化できない状況にある。

### ●地方自治体のスタンス

地方自治体も、令和2年度補正予算で、文化芸術の具体的な救済策を盛り込んだ。

- ・東京都は、4月15日に令和2年度補正予算で「文化芸術活動の幅広い支援」として5億円の計上を発表、同24日に「アートにエールを！東京プロジェクト」第一弾として、プロのアーティスト・クリエイター・スタッフ等による動画作品を募集し専用ページで配信するもので、出演料相当として一人当たり10万円を支払うものとして実現した。
- ・大阪府は、4月22日に、令和2年度補正予算（第4号）で、「雇用の維持と事業の継続」の中で、「文化芸術活動の継続支援」としてライブ配信立ち上げ経費の補助として144,800千円の計上を、
- ・同日に長野県は令和2年度補正予算で「文化芸術による心豊かな暮らしの実現推進事業」で「新型コロナウイルス感染症の影響で活動を自粛しているアーティストの創作活動支援」として12,300千円の計上を、
- ・鳥取県は4月2日と16日の平井伸治知事の記者会見で「とっとりアート緊急支援プロジェクト」の推進を表明し、同27日に「とっとりアート支援事業補助金」申請を開始し、映像配信経費の補助（上限50万円）を発表した。
- ・同24日には、京都市が「京都市文化芸術活動緊急奨励金」創設を、令和2年度補正予算の実施予定を繰り上げて実施することを発表し表現、マネジメント、技術の各部門で、一件30万円の奨励金の拠出を行うことを、それぞれ発表した。

限られた自治体予算の中で、他の政策と共に、芸術文化支援の具体的な取組みを独自に進めようとしていることは評価される。しかし、動画作品制作やライブ配信とそれへの出演への支援・助成が主体であり、実演家の根本的な生活支援にまで深掘りできない悩しさがある。また、私が再三指摘しているよう

に、あいちトリエンナーレ 2019「表現の不自由展・その後」で顕在化した行政の芸術文化への介入が、この支援や助成でもまかり通る懸念がある。動画やライブの「自主性」がどこまで尊重されるのか。恣意的に行政の都合のよい内容に偏向してしまうことのないよう、注視する必要がある。

### ●私たちが今なすべきこと

私たち自身も、日々の合唱活動が制約され、実質的な停止状態にある。一日も早く、仲間たちとハーモニーを作り上げたい気持ちは、誰しも共有しているだろう。しかし、先行きの見えない現状では、来るべき新型コロナウイルス感染症の収束後に、イメージしている合唱活動が再開できるように、実務家への支援を最優先に考えなければいけない。

ここで明らかにしたように、現状では、行政の実務家支援が期待できない以上、私たち合唱愛好者が、「自分が歌いたい」ことを考えるのではなく、まずは日頃から私たちに合唱音楽の深遠さを教示いただいている、合唱指揮者、トレーナー、ピアニスト、ホールやそのスタッフといった方々への感謝と誠意を示す時と捉えてならない。

（了）

### 【著者プロフィール】

洋楽文化史研究会会長。専攻は近代日本音楽史。東京都生まれ。立命館大学産業社会学部卒業。2018年第5回JASRAC音楽文化賞を受賞。著書：『音楽を動員せよ 統制と娯楽の十五年戦争』<越境する近代5>（青弓社、2008年）、『「国民歌」を唱和した時代 昭和の大衆歌謡』（吉川弘文館、2010年）、共著：（渡辺裕・ほか）『クラシック音楽の政治学』（青弓社、2005年）、共編著：（長木誠司）『総力戦と音楽文化 音と声の戦争』（青弓社、2008年）、横山琢哉『日本の合唱史』（青弓社、2011年）、刊行史料：『戦時下音楽界の再編統合 清瀬保二メモにみる楽壇新体制促進同盟から日本音楽文化協会へ』（音楽の世界社、2001年）、『音楽文化新聞』全三巻・別巻（金沢文圃閣、2011-2012年）

【ひとこと】戸ノ下達也氏は、この提言で、合唱指揮者その他多くの音楽に関わる方々への経済的な支援を訴えています。これはなにも合唱に限ったことではなく、吹奏楽などほかの芸術分野でも同じことだと思います。指揮者の沼尻竜典氏は、「文化・芸術は水道の蛇口ではない。いったん止めてしまうと、次にひねっても水が出ないことがある。そうならないための最低限の補償を、多くの文化の現場は国に求めている」と、仰っていることと呼応しています。（加藤良一）